



5km

1km

山陽IC

「特定流通業務施設」の取扱い 別図 (平成26年4月1日現在)		赤磐市
凡例	該当基準等	
(参考) — (Green line) —	ICから半径5kmの円で囲まれる区域内で、ICまで4車線以上かつ歩道を有する道路	(2)イ
— (Red line) —	ICから半径5kmの円で囲まれる区域内で、ICまで2車線以上かつ歩道を有する道路のうち知事が指定した道路	(2)ロ [表1]
— (Blue line) —	知事が指定した道路	(2)ニ [表2]
— (Yellow area) —	ICから半径1kmの円で囲まれる区域内で、知事が指定した区域	(2)ホ [表3]
— (Pink area) —	市街化区域	
— (Dotted line) —	市町境界線	